

令和5年12月8日

各市町村・福祉担当部署殿

日本ロービジョン学会
公益財団法人 日本眼科学会
公益社団法人 日本眼科医会
公益社団法人 日本視能訓練士協会

日常生活用具（視覚障害者用拡大読書器）給付基準額の引き上げに関する要望

代表的な視覚障害者の日常生活用具に視覚障害者用拡大読書器（以下拡大読書器）があります。拡大読書器は読書以外に食品の賞味期限や医薬品の確認等、日常生活全般に欠かすことのできない有用な補助具です。多くの視覚障害者は市区町村の地域生活支援事業の日常生活用具給付制度を利用し、拡大読書器を給付取得しています。

しかし、その支給に関しては市町村によって対応が異なり、現在多くの自治体において、約 30 年前に厚生労働省が定めた「198,000 円」を給付基準額と設定しています。このような状況の中、近年使用部品の仕入価格高騰や運送コストの急騰、急激な円安により拡大読書器の価格が上昇し、視覚障害者に高額な自己負担を請求する事になっております。

厚生労働省の令和 2 年度日常生活用具給付等事業の実態把握報告書では、約 6 割の市町村は基準額の見直しを実施していないという結果でした。またその理由として、「基準額を決定する際に判断基準となるものが少なく、基準額が妥当なものであるのか判断することが難しい」、「他市町村の状況等がわからないため適当な見直しができない」が報告されています。

これらの現状を鑑み、視覚障害者のニーズに応える給付等事業のあり方の検討において、参考となると思われる資料を送付致します。

拡大読書器の最低給付基準額に関して現状に見合った金額への引き上げを検討していただけますよう、日本ロービジョン学会、日本眼科学会、日本眼科医会、日本視能訓練士協会から要望致します。

ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

この要望書の受領確認と今後の連絡のために、貴自治体の担当部署から、日本ロービジョン学会事務局にメールを頂けますと幸いです。日本ロービジョン学会 LV.shougai@gmail.com

参考資料

- ・ 県庁所在地 基準額（全国の給付限度額）
- ・ 拡大読書器 販売価格

